

## 1. 議事日程

[令和2年第1回安芸高田市議会3月定例会第1日目]

令和2年 2月20日  
午前10時開会  
於 安芸高田市議場

- |       |  |
|-------|--|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名   |
| 日程第2  | 会期の決定  |
| 日程第3  | 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙                                  |
| 日程第4  | 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて                     |
| 日程第5  | 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて                     |
| 日程第6  | 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて                     |
| 日程第7  | 同意第1号 安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について                       |
| 日程第8  | 議案第1号 安芸高田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例                    |
| 日程第9  | 議案第2号 安芸高田市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例              |
| 日程第10 | 議案第3号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第11 | 議案第4号 安芸高田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例                 |
| 日程第12 | 議案第5号 安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例                 |
| 日程第13 | 議案第6号 財産の無償譲渡について                                  |
| 日程第14 | 議案第7号 損害賠償の額の決定及び和解について                            |
| 日程第15 | 議案第39号 損害賠償の額の決定及び和解について                           |
| 日程第16 | 議案第8号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について                       |
| 日程第17 | 議案第9号 安芸高田市に設置した公の施設の廃止に関する協議について                  |
| 日程第18 | 議案第10号 安芸高田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例              |
| 日程第19 | 議案第11号 安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例                        |
| 日程第20 | 議案第12号 安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例                    |
| 日程第21 | 議案第13号 安芸高田市人権尊重のまちづくり条例の一部を改正する条例                 |
| 日程第22 | 議案第14号 安芸高田市ほととぎす遊園設置及び管理条例の一部を改正する条例              |
| 日程第23 | 議案第15号 安芸高田市堆肥センター設置及び管理条例の一部を改正する条例               |
| 日程第24 | 議案第16号 安芸高田市営住宅条例等の一部を改正する条例                       |
| 日程第25 | 議案第17号 安芸高田市有住宅条例の一部を改正する条例                        |
| 日程第26 | 議案第18号 安芸高田市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例               |
| 日程第27 | 議案第19号 安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例              |

日程第28	議案第20号	令和元年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）
日程第29	議案第21号	令和元年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第30	議案第22号	令和元年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第31	議案第23号	令和元年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第32	議案第24号	令和元年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第33	議案第25号	令和元年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第34	議案第26号	令和元年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
日程第35	議案第27号	令和元年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）
日程第36	議案第28号	令和元年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算（第1号）
日程第37	議案第29号	令和元年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第2号）
日程第38	議案第30号	令和2年度安芸高田市一般会計予算
日程第39	議案第31号	令和2年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算
日程第40	議案第32号	令和2年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算
日程第41	議案第33号	令和2年度安芸高田市介護保険特別会計予算
日程第42	議案第34号	令和2年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算
日程第43	議案第35号	令和2年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算
日程第44	議案第36号	令和2年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算
日程第45	議案第37号	令和2年度安芸高田市下水道事業会計予算
日程第46	議案第38号	令和2年度安芸高田市水道事業会計予算

2. 出席議員は次のとおりである。（17名）

1番	新田和明	2番	芦田宏治
4番	玉井直子	5番	山根温子
6番	前重昌敬	7番	石飛慶久
8番	児玉史則	9番	大下正幸
10番	山本優	11番	熊高昌三
12番	宍戸邦夫	13番	秋田雅朝
14番	塚本近	15番	金行哲昭
16番	青原敏治	17番	水戸眞悟
18番	先川和幸		

3. 欠席議員は次のとおりである (なし)

4. 会議録署名議員

11番 熊高昌三 12番 宍戸邦夫

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 (21名)

市長	浜田一義	副市長	竹本峰昭
教育長	永井初男	総務部長	西岡保典
企画振興部長	猪掛公詩	市民部長	岩崎猛
福祉保健部長兼福祉事務所長	大田雄司	産業振興部長	重永充浩
産業振興部特命担当部長	行森俊荘	建設部長兼公営企業部長	蔵城大介
教育次長	土井実貴男	消防長	山平修
会計管理者	兼村恵	八千代支所長	佐々木早百合
美土里支所長	寄実正次郎	高宮支所長	児玉晃
甲田支所長	宮本智雄	向原支所長	佐々木幸浩
総務課長	内藤道也	財政課長	高藤誠
政策企画課長	河本圭司		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名 (4名)

事務局長	森岡雅昭	事務局次長	佐々木浩人
総務係長	國岡浩祐	主任主事	岡憲一

~~~~~○~~~~~

午前10時00分 開会

○先川議長 皆様おはようございます。  
定刻になりました。  
ただいまの出席議員は17名であります。  
定足数に達しておりますので、これより令和2年第1回安芸高田市議会定例会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。  
日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。  
まず、議員の閉会中の辞職許可報告を行います。  
玉重輝吉議員から、令和2年1月14日をもって議員を辞職したい旨の辞職願が提出されましたので、同日付で許可をいたしました。  
次に、議会広報特別委員会委員の選任について、御報告をいたします。  
議会広報特別委員会委員に、青原敏治君を選任いたしました。  
以上でございます。  
そのほかの報告につきましては、議会事務局長より報告をいたさせます。

森岡事務局長。  
○森岡事務局長 諸般の報告をいたします。  
第1点、市長並びに教育長より、本定例会に説明員として出席委任する者の職氏名の一覧表が提出されております。  
第2点、市長より、3,000万円以上1億5,000万円未満の工事請負契約の締結について、2件の報告がありました。  
第3点、市長より、議会の委任による専決処分事項について、6件の報告がありました。  
第4点、監査委員より、令和元年11月分、及び12月分の例月出納検査の報告がありました。  
それぞれの写しをお手元に配付しておりますので、御了承ください。  
以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○先川議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により議長において、11番熊高昌三君、及び12番 宍戸邦夫君を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 会期の決定

○先川議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議いただいておりますので、その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長 児玉史則君。

○児玉議会運営委員長

おはようございます。

議会運営委員会から報告をいたします。

令和2年第1回定例会の運営につきまして、去る1月20日、2月13日、及び2月18日に、議会運営委員会を開き、次のとおり決定いたしましたので、報告をいたします。

まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり、本日から3月13日までの23日間といたしました。

議事の都合により、2月21日から24日、2月26日から3月1日、及び3月4日から12日までを休会といたします。

本定例会に付議されます案件は、諮問3件、同意1件、議案39件と選挙管理委員会委員及び補充員の選挙でございます。

議案審議についてでございますが、お手元の付託表のとおり、議案第1号から第3号、第5号から第9号、及び第39号の9件は、総務企画常任委員会へ、議案第12号、第13号、及び第19号の3件は、文教厚生常任委員会へ、議案第14号から第17号の4件は産業建設常任委員会へ、議案第20号から議案第38号までの19件は予算決算常任委員会へ、それぞれ付託することといたしました。

その他の諮問3件、同意1件、議案4件につきましては、委員会付託を省略することといたしました。

次に、一般質問の取り扱いについては、5人からの通告でありましたので、通告順に、3月2日を5人といたします。

以上、報告を終わります。

○先川議長

お諮りします。ただいまの委員長の報告のとおり、会期は23日間とすることに御異議ございませんか。

(異議なし)

○先川議長

御異議なしと認めます。よって、会期は23日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

○先川議長

日程第3、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○先川議長

御異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選にすることに決定いたしました。

続いてお諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○先川議長

御異議なしと認め、議長が指名することに決しました。

選挙管理委員会委員には、第一順位、中森美智代さん、第二順位、加藤學さん、第三順位、高本徹雄さん、第四順位、大中道子さん、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました方々を選挙管理委員会委員の当選人とすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました第一順位、中森美智代さん、第二順位、加藤學さん、第三順位、高本徹雄さん、第四順位、大中道子さんが選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、選挙管理委員会委員補充員には、第一順位、八島芳樹さん、第二順位、佐々木清さん、第三順位、小笠原孝幸さん、第四順位、墓法子さん、以上の方を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名した方々を選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認めます。よって、選挙管理委員会委員補充員には、第一順位、八島芳樹さん、第二順位、佐々木清さん、第三順位、小笠原孝幸さん、第四順位、墓法子さんが当選されました。

~~~~~○~~~~~

日程第4 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第5 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第6 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○先川議長 日程第4、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件から、日程第6、諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件までの3件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 本日、令和2年第1回定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には、御多用のところ、御参集を賜り、ありがとうございます。

令和2年第1回の定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

さて、私の進退については、既に表明をさせていただいたところですが、本議会が私が安芸高田市長としての最後の定例会となります。

私は、平成20年4月に安芸高田市長に就任し、これまで3期12年に及ぶ任期を務め、さまざまな分野における行政課題に対応するための施策の展開を図ってまいりました。

これもひとえに、市議会議員の皆様方を初め、市民の皆様方の御理解、御協力のたまものであると心から感謝をしております。

この場をかりまして、厚く御礼を申し上げます。

これまでを振り返ってみますと、市政を預かった当初は、合併後の6町の速やかな一体化を推進するとともに、地域の個性を生かした均衡ある発展と福祉の向上、市のイメージアップや総合力の強化、広域的な視点による効率的な施策の推進や行財政基盤の強化など、合併によるスケールメリットを念頭にスタートしたことを思い出します。

また、政治目標として旧町間の地域格差のないバランスの取れた施策の実行、市民の声を大切にし、市民の誰もがどこにいても社会に参加し、安心して暮らせるまちづくりを掲げ、全力を傾注してまいったところがございます。

こうした中、この目的を達成するため、これまで市民総ヘルパー構想、自主防災組織の育成支援など、自助・共助・公助による支え合い、新公共交通システム・お太助ワゴンの運行開始、小中学校への学習補助員等の配置、多文化共生の取り組み、給食センター、葬斎場、し尿処理施設、生涯学習センター、光ネットワークなど、生活基盤等を整備するとともに、市の宝である歴史や文化を活用した地域活性化の推進にも力を注いでまいりました。

神楽東京公演、高校生の神楽甲子園の開催、ふるさと応援の会の設立は、安芸高田市の名を全国に広める取り組みとなりました。また、サンフレッチェ広島、ワクナガレオリックといったスポーツチームの応援、支援を市民とともに取り組んでまいったところがございます。

そして、就任3期目におきましては、これまでも課題でありました人口減少・少子高齢化への対応を最重点課題とし、保育料の無料化、ファミリーサポート事業等、子育て支援の充実、県内トップレベルの学力を目標とした教育のICT化による教育環境の充実、企業支援事業、サテライトオフィス誘致事業等の地域での仕事づくりを3つの柱として全力で取り組んでまいりました。

その結果として、平成30年度末においては、人口の社会増を達成することとなりました。

しかし、市全体の人口減少は続いていることから、今後も目標人口の達成に向けた取り組みを継続していく必要があると思っております。

また、令和2年度におきましては、平成31年度に引き続き、平成30年7月豪雨災害からの一日も早い復旧復興を目指すとともに、本年4月には、農産物などの地域産業の振興、観光情報の発信拠点、大規模災害時の防災拠点に加え、女性や高齢者に優しいトイレ、ドライバーに配慮したノーバック駐車など、新たな魅力を持った道の駅が開業することとなります。

さらに、市内各地域における急速な高齢化は、互助・共助の低下へとつながってまいります。

平成29年度から取り組みを始めました生活支援員制度の普及啓発を行い、福祉施策を効率的に行うとともに、健康づくりと合わせた事業の展開が必要であります。

そして、行財政運営におきましては、交付税の合併特例加算措置が平成30年度で終了し、財源が減少する中、行財政改革によるこれまで以上の選択と集中、スリム化が求められます。

安芸高田市長に就任し、3期目の任期が残り2カ月ほどで終わろうとしておりますが、この間、多くの市民の皆様から温かい御指導、御助言をいただきましたことに対しまして、深く感謝を申し上げたいと思います。

また、これまで議会議員の皆様方と協議してまいりました政策事項につきましては、新市長にしっかりと引き継いでまいりたいと考えておりますので、今後、新市長の施策と合わせて具体化していきたいと思っております。

さて、このたびの定例会へは、諮問3件、同意1件、条例関係20議案、予算関係19議案を提出させていただきました。

どうかよろしく御審議を賜りますようお願いをいたします。

諮問第1号から諮問第3号までの3議案について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

いずれも、人権擁護委員の任期満了に伴う後任候補者を法務大臣に推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

まず、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、現委員である甲田町の上野豊博委員の任期が、本年6月30日をもって満了することから、後任候補者として引き続き上野豊博さんを推薦するものであります。

上野豊博さんは、平成29年7月1日から1期3年間、人権擁護委員を務められ、人権相談や人権の花運動など、主体的に人権擁護活動に携わっていただいております。

人権問題に十分な理解があり、熱意と意欲をもって人権擁護活動に取り組んでいただけの方であり、人権擁護委員として適任であると判断し推薦するものであります。

次に、諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の提案理由を御説明申し上げます。

本件は、現委員である八千代町の五郎丸玲子委員の任期が、本年6月30日をもって満了することから、後任候補者として引き続き五郎丸玲子さんを推薦するものであります。

五郎丸玲子さんは、平成29年7月1日から1期3年間、人権擁護委員を務められ、人権相談や人権の花運動など、主体的に人権擁護活動に携わっていただいております。

人権問題に十分な理解があり、熱意と意欲をもって人権擁護活動に取



り組んでいただける方であり、人権擁護委員として適任であると判断をいたし推薦するものでございます。

次に、諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、現委員である吉田町の松原美和子委員の任期が、本年6月30日をもって満了することから、後任候補者として引き続き松原美和子さんを推薦するものであります。

松原美和子さんは、平成26年4月1日から2期6年間、人権擁護委員を務められ、人権相談や人権の花運動など、主体的に人権擁護活動に携わっていただいております。

人権問題に十分な理解があり、熱意と意欲をもって人権擁護活動に取り組んでいただける方であり、人権擁護委員として適任であると判断をいたし推薦をするものであります。

以上、諮問第1号から諮問第3号まで、一括して提案理由を御説明申し上げます。

よろしく御審議を賜り、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

この件に関しましては、質疑、討論、及び委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認め、質疑、討論、及び委員会付託を省略いたします。

これより本件3件を個別に採決いたします。

諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件は、これに同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認めます。よって、本件はこれに同意することに決定いたしました。

続いて、諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件は、これに同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認めます。よって、本件はこれに同意することに決定いたしました。

続いて、諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件は、これに同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認めます。よって、本件はこれに同意することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第7 同意第1号 安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について

○先川議長 日程第7、同意第1号「安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 同意第1号「安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について」提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、本年4月27日付で任期満了により退任をされる上田隆之さんの後任として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第4条第2項の規定に基づき、迫広淑文さんを教育委員会委員として任命することについて、議会の同意を求めるものでございます。

迫広淑文さんは、平成25年3月に校長であった安芸高田市立吉田中学校を定年退職され、広島県西部教育事務所芸北支所学校経営相談員を経て、平成30年4月から本市の生徒指導支援員として、御活躍をいただいております。学校現場を中心に長きにわたり学校教育にかかわってこられ、本市の教育委員として適任であると確信をしております。

なお、任命後の任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第5条第1項の規定により、令和2年4月28日から令和6年4月27日までの4年間でございます。

以上、よろしく審議の上、御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

この件に関しましては、質疑、討論、及び委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認め、質疑、討論、及び委員会付託を省略いたします。

これより、同意第1号「安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について」の件は、これに同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認めます。よって、本件はこれに同意することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時26分 休憩

午前10時28分 再開

~~~~~○~~~~~

○先川議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第8 議案第1号 安芸高田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する  
条例

○先川議長 日程第8、議案第1号「安芸高田市長等の損害賠償責任の一部免責に関

する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第1号「安芸高田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、市長等の個人に対する住民訴訟上の損害賠償責任について、一定額を超える部分について免責ができるようにするため、条例を定めるものであります。

よろしく審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案につきましては、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第9 議案第2号 安芸高田市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

日程第10 議案第3号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第9、議案第2号「安芸高田市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例」の件及び、日程第10、議案第3号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の2件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第2号及び議案第3号の2議案について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに議案第2号「安芸高田市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和2年度より新設する会計年度任用職員のサービスの宣誓について定めるため、所要の改定を行うものであります。

次に、議案第3号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、特別職非常勤職員の一部が、会計年度任用職員へ移行することに伴い、所要の改定を行うものでございます。

以上、議案第2号から議案第3号までの2議案について、一括して提案理由を御説明申し上げます。

よろしく審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
本案2件につきましては、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第11 議案第4号 安芸高田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第11、議案第4号「安芸高田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第4号「安芸高田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例」についての提案理由を御説明申し上げます。

本案は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が改正をされたことに伴い、当該法律を引用する条例について、所要の改定を行うものであります。

よろしく審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

総務部長 西岡保典君。

○西岡総務部長 それでは、議案第4号「安芸高田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例」につきまして、要点の御説明を申し上げます。

本案は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上、並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部改正をする法律、通称「デジタル手続法」といいますが、この法律の中で、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律、通称「行政手続オンライン化法」と申します。この法律が改正されたことに伴いまして、同法を引用しております条例の箇所について改正を行うものでございます。

議案書をお願いいたします。

下段の表でございますが、右側が改正前、左側が改正後で、下線部が改正部分となります。

1ページから2ページにかけての第6条は、この法改正によりまして、法律の名称を行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律から、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に改正するとともに、電子情報処理組織による申請の取り扱い等が規定されております条項が第3条第1項から第6条第1項に繰り下がりましたことから、条項の改正を行うものでございます。

その他、文言の整理もあわせて行い、施行期日は公布の日からといた

しております。

以上で要点の説明を終わります。

○先川議長

以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○先川議長

御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○先川議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第4号「安芸高田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○先川議長

起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第12 議案第5号 安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例

○先川議長

日程第12、議案第5号「安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

議案第5号「安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、可愛集会所の廃止、及び可愛振興センターの増改築に伴い、安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正するものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案につきましては、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第13 議案第6号 財産の無償譲渡について

○先川議長

日程第13、議案第6号「財産の無償譲渡について」の件を議題といた

します。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第6号「財産の無償譲渡について」の提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、地元要望に伴い、小山会館用地及び旧小山格納庫を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしく審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案につきましては、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第14 議案第7号 損害賠償の額の決定及び和解について

○先川議長 日程第14、議案第7号「損害賠償の額の決定及び和解について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第7号「損害賠償の額の決定及び和解について」の提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、令和元年10月4日に発生した公用車の交通事故に係る損害賠償の額を定めること、及び和解について、地方自治法第96条第1項第12号及び13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案につきましては、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第15 議案第39号 損害賠償の額の決定及び和解について

○先川議長 日程第15、議案第39号「損害賠償の額の決定及び和解について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第39号「損害賠償の額の決定及び和解について」の提案理由の御

説明を申し上げます。

本案は、平成28年3月3日に発生いたしました、公用車の交通事故に係る損害賠償の額を定めること、及び和解について、地方自治法第96条第1項第12号及び13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
本案につきましては、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第16 議案第8号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について

○先川議長 日程第16、議案第8号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第8号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、安芸高田市多文化共生推進拠点施設のほか、30施設について、安芸高田市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の規定により、指定管理者の候補者を選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、指定期間については、施設の設置目的や特性、また、この間の管理運営状況を総合的に検証し、判断したものでございます。

以上、よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
本案につきましては、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第17 議案第9号 安芸高田市に設置した公の施設の廃止に関する協議について

○先川議長 日程第17、議案第9号「安芸高田市に設置した公の施設の廃止に関する協議について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第9号「安芸高田市に設置した公の施設の廃止に関する協議について」提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、高宮町川根地区に公の施設として設置をしている邑南町町営バス高宮線につきまして、邑南町より、地方自治法第244条の3の規定により、廃止に向けた協議の申し入れがあったため、議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案につきましては、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第18 議案第10号 安芸高田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第18、議案第10号「安芸高田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第10号「安芸高田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、印鑑登録証明事務処理事項が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

市民部長 岩崎猛君。

○岩崎市民部長 議案第10号「安芸高田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、要点の御説明を申し上げます。

説明資料をごらんください。

まず、①の背景でございます。

令和元年6月に、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されました。これは、趣旨にありますように、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に、不当に差別されないよう、成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する規定等、いわゆる欠格条項を設けている各制度について、欠格条項の削除や心身の故障等の



状況の個別的、実質的な審査により、必要な能力の有無を判断する仕組みへと改めるものでございます。

これに伴いまして、矢印下にありますように、印鑑登録証明事務処理要領の改正が行われました。

次に②改正の内容でございます。

安芸高田市印鑑の登録及び証明に関する条例、第2条第2項において、印鑑登録のできないものとして、第1号15歳未満の者、及び第2号成年被後見人とされていますが、第2号を15歳未満の者を除く意思能力を有しないものと改めるものでございます。

これによって、成年被後見人であっても、登録の意思が確認できれば、印鑑登録は可能となるものでございます。

それでは、議案第10号のほうをごらんください。

表の左が改正後、右が改正前でございます。

第2条登録資格第2項について、2ページのほうをお開きください。第2号の成年被後見人を意思能力を有しないもので、(1)に掲げるものを除くと改めるものでございます。

なお、附則として、施行日は公布の日としております。

以上で説明を終わります。

○先川議長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第10号「安芸高田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第19 議案第11号 安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第19、議案第11号「安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第11号「安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例」について

の提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、手数料の徴収について、及び住民基本台帳法の一部が改正されたことに伴い、安芸高田市手数料条例の一部を改正するものでございます。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

市民部長 岩崎猛君。

○岩崎市民部長 議案第11号「安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例」について、要点の説明を申し上げます。

説明資料をごらんください。

まず、住民基本台帳法の一部改正の内容でございます。

本人確認の確認情報の長期かつ確実な保存を目的として、住民基本台帳法の一部改正が令和元年6月に行われ、住民票を削除した後も、除票を除票簿として保存することが明記をされました。

改正の主な内容は、①除票（簿）、戸籍の附票の除票（簿）の位置づけ、及び②住民票の除票、戸籍の附票の除票の写しの交付等の制度の明確化、③安全管理措置や不正取得に対する罰則等の保護措置の規定の整備でございます。

これによりまして、住民票の除票、及び戸籍の附票の除票の写しが、公証の基盤として制度上明確な位置づけがされ、長期かつ確実な保存の実現のため、保存期間が5年から150年間に延長をされました。

これに伴い、これまでは、住民基本台帳事務処理要領に基づいて、住民票の除票の写しは住民票の写し、戸籍の附票の除票の写しは戸籍の附票の写しをそれぞれ準用して交付をしていましたが、安芸高田市手数料条例の別表に、これらに係る手数料の欄を追加するものでございます。

それでは、議案第11号をごらんください。

表の左が改正後、右が改正前でございます。

まず、第3条徴収の時期でございます。

これは、マイナンバーカードの更新、申請等におきまして、パソコンあるいはスマートフォンでの申請が可能となり、交付の際に手数料を徴収する場合もあることから、このたびの改正に合わせて文言を加えるものでございます。

続きまして2ページをお開きください。

別表（第2条関係）の1、一般関係でございます。改正後の表の中段、住民基本台帳法第15条の4、第1項、第3項、または第4項の規定に基づく除票の写し、または除票に記載した事項に関する証明書の交付欄を追加するものでございます。

次にその下、住民基本台帳法第20条、第1項から第4項までの規定に基づく戸籍の附票の写しから、第2項、公用申請に関する項目を削除する

ものでございます。

次に、その下、下段ですが、住民基本台帳法第21条の3、第1項、第3項、または第4項の規定に基づく戸籍の附票の除票の写しの交付を追加するものでございます。手数料につきましては、従前のおり350円としております。

なお、附則として施行日は公布の日としております。

以上で説明を終わります。

○先川議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

11番 熊高昌三君。

○熊高議員 改正でありますから、この中身についてのどうこうということはありませんけれども、保存期間が5年間から150年間ということに、長期になるわけですけれども。この保存方法というのは具体的にどのようなのか、お聞きしたいと思います。

○先川議長 答弁を求めます。

市民部長 岩崎猛君。

○岩崎市民部長 これは住民票の戸籍のデジタル化が進んできたということで150年という長期にわたる保存が可能になったということで、150年という期間になったということでございます。

以上でございます。

○先川議長 ほかに質疑はありませんか。

11番 熊高昌三君。

○熊高議員 時代の流れでそういうふうになったというふうに理解はしますけれども。

バックアップ等も含めて、その保存のありようというのは、これまでもいろいろありましたけれども、そういった形というのは150年ということですから、ちょっと想像が私もできませんけれども、その辺の取り組みというのは具体的に研究された状況があるんでしょうか。

○先川議長 答弁を求めます。

市民部長 岩崎猛君。

○岩崎市民部長 具体的な答弁にはならないかもわかりませんが、先ほどの説明の中で、③安全管理措置や不正取得に対する罰則等の保護措置の規定がされたということで、住民票の除票、戸籍の附票の除票について、市町村長の安全管理義務が明確にされたということでございます。

以上でございます。

○先川議長 答弁を終わります。

11番 熊高昌三君。

○熊高議員 今後いろいろと具体的にはされるんだと思いますけれども。時代の変化が非常に激しいので、いろいろなものがIT化で変わってくるので、大丈夫なような形にされるんでしょうけれども、なお一層そういった対策というのを十分にされた上で、この施行に向かっていただきたいとい

うふうに要望しておきます。

以上です。

○先川議長 ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思えます。  
これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第11号「安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例」  
の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。  
この際、11時15分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時01分 休憩

午前11時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○先川議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第20 議案第12号 安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条  
例

○先川議長 日程第20、議案第12号「安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正  
する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第12号「安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」  
についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、平成30年度から県単位化され、運営されている広島県の国民  
健康保険税について、県から示された指示数値に基づき、国民健康保険  
税の税率を改定するため、国民健康保険税の条例の一部を改正するもの  
であります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたしま  
す。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

- 先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
本案につきましては、お手元の付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第21 議案第13号 安芸高田市人権尊重のまちづくり条例の一部を改正する条例

- 先川議長 日程第21、議案第13号「安芸高田市人権尊重のまちづくり条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

- 浜田市長 議案第13号「安芸高田市人権尊重のまちづくり条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、国において近年の差別の実態を踏まえ、障害者差別解消推進法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法の、いわゆる人権三法が施行されたことと、情報化社会の進展に伴い、インターネット上での差別事象が生じていることを踏まえ、条例の一部を改正するものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

- 先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

- 先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
本案につきましては、お手元の付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第22 議案第14号 安芸高田市ほととぎす遊園設置及び管理条例の一部を改正する条例

- 先川議長 日程第22、議案第14号「安芸高田市ほととぎす遊園設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

- 浜田市長 議案第14号「安芸高田市ほととぎす遊園設置及び管理条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、ほととぎす遊園の園内キャンプ場の民間事業者への経営移行による有効活用への展開を踏まえ、施設の範囲等を変更するため、条例の一部を改正するものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

- 先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

- 先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
本案につきましては、お手元の付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第23 議案第15号 安芸高田市堆肥センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

- 先川議長 日程第23、議案第15号「安芸高田市堆肥センター設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

- 浜田市長 議案第15号「安芸高田市堆肥センター設置及び管理条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、堆肥センターの利用時間及び利用料金について、所要の改正を行うものでございます。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

- 先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

- 先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
本案につきましては、お手元の付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第24 議案第16号 安芸高田市営住宅条例等の一部を改正する条例  
改正する条例

- 先川議長 日程第24、議案第16号「安芸高田市営住宅条例等の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

- 浜田市長 議案第16号「安芸高田市営住宅条例等の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、住宅困窮者の入居促進を目的とし、市営住宅並びに市が管理する特定公共賃貸住宅、若者定住住宅、若者用マンションの入居要件から連帯保証人を削除することと合わせて、所要の改正を行うものでございます。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

- 先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

- 先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
本案につきましては、お手元の付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第25 議案第17号 安芸高田市有住宅条例の一部を改正する条例

- 先川議長 日程第25、議案第17号「安芸高田市有住宅条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

- 浜田市長 議案第17号「安芸高田市有住宅条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、住宅困窮者の入居促進を目的とし、市有住宅の入居要件から連帯保証人を削除すること、合わせて市有常友住宅駐車場整備に伴う駐車場使用料等、所要の改正を行うものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

- 先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

- 先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
本案につきましては、お手元の付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第26 議案第18号 安芸高田市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

- 先川議長 日程第26、議案第18号「安芸高田市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

- 浜田市長 議案第18号「安芸高田市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、地方自治法等の一部を改正する法律が、令和2年4月1日に施行されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

- 先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。

建設部長 蔵城大介君。

- 蔵城建設部長兼公営企業部長 それでは、議案第18号「安芸高田市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」について、要点を御説明させていただきます。  
地方自治法等の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行されるこ

とに伴い、地方自治法に条項ずれが生じました。本条例は関係条文に該当の法律を引用した条文があるため、改めるものでございます。

議案書の1ページをお願いいたします。

左側が改正後、右側が改正前でございます。

最下段右側の改正前、地方自治法第243条の2第4項とあるものを、地方自治法の一部改正により、左側の地方自治法第243条の2の2第8項と改めるものでございます。

以上で説明を終わります。

○先川議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第18号「安芸高田市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第27 議案第19号 安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第27、議案第19号「安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第19号「安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、令和2年3月31日をもって安芸高田市立来原小学校が閉校となることから、来原小学校体育館を令和2年4月1日から社会体育施設として管理をするため、所要の改正を行うほか、施設の名称について改めるものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。



(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
本案につきましては、お手元の付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

- 日程第28 議案第20号 令和元年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第29 議案第21号 令和元年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第30 議案第22号 令和元年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第31 議案第23号 令和元年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第32 議案第24号 令和元年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第33 議案第25号 令和元年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第34 議案第26号 令和元年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第35 議案第27号 令和元年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第36 議案第28号 令和元年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第37 議案第29号 令和元年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第2号）

○先川議長 日程第28、議案第20号「令和元年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）」の件から、日程第37、議案第29号「令和元年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第2号）」の件までの10件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第20号から議案第29号までの10議案について一括して提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議案第20号「令和元年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4億5,226万円を減額し、予算の総額を221億6,383万8,000円とするものであります。

次に、議案第21号「令和元年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億716万3,000円を減額し、予算の総額を36億8,201万8,000円とするものであり

ます。

次に、議案第22号「令和元年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ768万5,000円を減額し、予算の総額を4億7,305万5,000円とするものであります。

次に、議案第23号「令和元年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第3号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ6,683万3,000円を減額し、予算の総額を46億4,875万3,000円とするものであります。

次に、議案第24号「令和元年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ41万6,000円を減額し、予算の総額を2億7,283万9,000円とするものであります。

次に、議案第25号「令和元年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ252万6,000円を減額し、予算の総額を8億2,964万2,000円とするものであります。

次に、議案第26号「令和元年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ110万5,000円を追加し、予算の総額を5億2,087万9,000円とするものであります。

次に、議案第27号「令和元年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,173万円を減額し、予算の総額を3億4,317万円とするものであります。

次に、議案第28号「令和元年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算（第1号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6万9,000円を追加し、予算の総額を1,082万5,000円とするものであります。

次に、議案第29号「令和元年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第2号）」についての提案理由の御説明をいたします。

本案は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の既決の予定額を収入支出それぞれ、1,389万4,000円を減額いたし、予定総額を9億9,824万7,000円とするものであります。

また、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の資本的収入につきま

しては、3,103万4,000円減額をいたし、予定総額を2億4,040万6,000円とするものであります。

資本的支出につきましては、3,410万円減額いたし、予定総額を5億3,842万2,000円とするものであります。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億9,801万6,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,637万3,000円、過年度分損益勘定留保資金1億502万5,000円、当年度分損益勘定留保資金1億6,661万8,000円で補填をするものであります。

以上、議案第20号から議案第29号までの10議案について、一括して提案理由を御説明申し上げます。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
本案10件につきましては、お手元の付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第38 議案第30号 令和2年度安芸高田市一般会計予算  
日程第39 議案第31号 令和2年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算  
日程第40 議案第32号 令和2年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算  
日程第41 議案第33号 令和2年度安芸高田市介護保険特別会計予算  
日程第42 議案第34号 令和2年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算  
日程第43 議案第35号 令和2年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算  
日程第44 議案第36号 令和2年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算  
日程第45 議案第37号 令和2年度安芸高田市下水道事業会計予算  
日程第46 議案第38号 令和2年度安芸高田市水道事業会計予算

○先川議長 日程第38、議案第30号「令和2年度安芸高田市一般会計予算」の件から、日程第46、議案第38号「令和2年度安芸高田市水道事業会計予算」の件までの9件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 提案理由のご説明を申し上げる前に、経済の動向と本市の財政状況、及び令和2年度当初予算編成の考え方と規模について報告をさせていただきます。

我が国の経済動向は、輸出や製造業において弱さが残るものの、雇用や所得環境の改善が続く中、国の経済対策など、各種政策の効果もあり、緩やかな回復が期待をされております。

一方で、米中間の通商問題をめぐる動向や、中国経済の先行き、英国のEU離脱など、世界情勢の動向による下振れリスクにも留意する必要があります。

そうした中、本市の財政状況は、平成26年度から始まった普通交付税の合併特例加算措置の段階的減額は、平成30年度をもって終了し、令和元年度をもって一本算定となりました。

また、市税におきましても収入は微増となっておりますが、今後も一般財源の好転は見込めず、新たな時代を見据えての事業の選択と集中、スリム化による行財政運営が必要でございます。

次に、令和2年度の当初予算編成について、御説明申し上げます。

令和2年度当初予算編成につきましては、市長選挙が4月に予定されており、選挙により選ばれた市長の活動を制限をしないという観点から、新規事業をはじめ、重要な政策的経費については除外する「骨格予算」として編成いたし、新市長決定後に政策的経費を補正予算で肉づけをする考え方を基本といたしました。

しかしながら、国、県、関係団体との連携・協調が必要な事業、既に継続的に実施してきた事業で、実施時期や工期の関係から補正予算では間に合わない事業、継続的に実施することにより効果を発揮する事業などにつきましては、総合計画に掲げる実施計画に道筋をつけるための予算と位置づけ、必要最小限を当初予算に計上したところでございます。

それでは、一般会計歳入予算の主なものについて御説明を申し上げます。

市税につきましては、国の経済も緩やかな回復傾向にあることもあり、ほぼ横ばいの0.2%の微増となっております。また、地方交付税は普通交付税の合併特例加算措置が平成30年度で終了いたし、令和元年度から一本算定となりました。

そうした中、新たな会計年度任用職員、幼保無償化、地域社会再生事業の措置が行われますが、予算は0.1%増とし、一定の財源は留保しておるところでございます。国・県支出金、市債、繰入金等のその他の歳入につきましても、骨格予算としての政策的な事業を補正に委ねることに伴い、大きく激減をしておるところであります。

続きまして、歳出予算につきましては、今回の予算は骨格予算としていることから、人件費、扶助費、公債費等の義務的経費などを主なものとして計上しております。

なお、これまでの政策の推進と合わせ、総合計画に掲げます「人がつながる田園都市 安芸高田」の実現に向けた、今後の展望といたしましては、人口減対策やSDGs、Society5.0の新たな時代を見据えた事業の実施をはじめ、多文化共生の実現、循環型農業の推進、市の観光振興・活性化の目玉である田んぼアート事業の推進、全ての人に優しい施設環境整備と多様な働き方改革、デジタル技術を活用した中山間地域における活性化の推進、これまでも国に先駆けて実施いたしました教育環

境の整備とあわせた電子黒板やタブレット端末の全児童・生徒への整備拡大などの事業を、継続的あるいは新規に行っていくことは必要な取り組みであると考えているところでございます。

その結果、令和2年度の当初予算の規模は、一般会計184億8,300万円、対前年度比13.0%の減。6つの特別会計は、合計91億9,178万円、前年度対比13.8%の減であります。

地方公営企業法適用の、新たに設置いたしました下水道事業特別会計は、第3条予算及び第4条予算の合計で11億945万3,000円、水道事業会計は、第3条予算及び第4条予算合計で15億1,554万5,000円、対前年度比4.0%の減となりました。

以上、令和2年度骨格予算の主な概要を申し上げます。

それでは、議案第30号から議案第38号までの9議案について一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議案第30号「令和2年度安芸高田市一般会計予算」であります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ184億8,300万円とするものであります。債務負担行為につきましては、その事項、期間及び限度額を定めるものであります。地方債につきましては、その借入限度額を10億6,980万円と定めるものであります。また、一時借入金につきましては、借入最高額を40億円と定めるものであります。

次に、議案第31号「令和2年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算」でございます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ31億9,576万4,000円とするものであります。また、一時借入金につきましては、借入額の最高額を7億円と定めるものでございます。

次に、議案第32号「令和2年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算」でございます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億1,439万7,000円とするものであります。

次に、議案第33号「令和2年度安芸高田市介護保険特別会計予算」でございます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ46億2,203万5,000円とするものであります。また、一時借入金につきましては、借入の限度額を1億円と定めるものであります。

次に、議案第34号「令和2年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算」でございます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億8,204万3,000円とするものであります。地方債につきましては、その借入限度額を8,510万円と定めるものであります。また、一時借入金につきましては、その借入の最高額を5,000万円と定めるものであります。

次に、議案第35号「令和2年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予

算」でございます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億7,085万3,000円とするものであります。地方債につきましては、その借入限度額を2,030万円と定めるものであります。また、一時借入金につきましては、借入の最高額を7,000万円と定めるものであります。

次に、議案第36号「令和2年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算」であります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ668万8,000円とするものであります。また、一時借入金につきましては、借入の最高額を500万円と定めるものであります。

次に、議案第37号「令和2年度安芸高田市下水道事業会計予算」でございます。

本案は、予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を収入は8億1,419万9,000円、支出を6億9,960万1,000円とするものでございます。

予算第4条は、資本的収入の予定額を1億5,183万円、資本的支出の予定額を4億985万2,000円とするものであります。

資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額2億5,802万2,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額847万5,000円、当年度分損益勘定留保資金1億4,342万4,000円、及び当年度利益剰余金処分額1億612万3,000円で補填をするものであります。

第4条の2、当年度に属する債権、及び債務として整理をする未収金及び未払金の額は、それぞれ391万円及び3,898万2,000円であります。

予算第5条の企業債の限度額につきましては、建設改良事業債を2,080万円とし、資本的平準化債を9,530万円と定めるものでございます。

予算第6条の一時借入金の限度額は3億円と定めるものでございます。

予算第7条、第8条の予算の流用につきましては、収益的支出の各項、資本的支出の各項の間で流用を可能とするよう定めると同時に、予算に定める職員の給与費につきましては、議会の議決を経なければ他の経費との間で流用ができないと定めるものであります。

予算第9条は、下水道事業の運営に充当するため、一般会計からの補助を受ける金額を4億3,362万5,000円とするものであります。

また、予算第10条では、当年度利益剰余金のうち、1億612万3,000円は、第4条資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額の補填として処分するものと定めるものでございます。

次に、議案第38号「令和2年度安芸高田市水道事業会計予算」であります。

本案は、予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を収入は9億8,057万2,000円、支出を9億4,958万5,000円とするものであります。

予算第4条は資本的収入の予定額を2億3,661万7,000円、資本的支出の予定額を5億6,596万円とするものであります。

資本的収入額が、資本的支出額に対して不足する額3億2,934万3,000

円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,373万9,000円、過年度分損益勘定留保資金1億8,859万6,000円、当年度分損益勘定留保資金1億1,700万8,000円で補填をするものでございます。

第5条に定めます企業債の限度額を、1億9,540万円とし、第6条に定めます一時借入金の限度額を2億円とするものでございます。

予算第7条、第8条の予算の流用につきましては、収益的支出の各項、資本的支出の各項の間で流用を可能とするよう定めると同時に、予算に定める職員の給与費については、議会の議決を経なければ、他の経費との間で、流用ができないと定めるものでございます。

次に、予算第9条は、水道事業の運営に充当するため、一般会計から補助を受ける金額を3億190万円とするものでございます。

以上、議案第30号から議案第38号までの9議案について、一括して提案理由の御説明を申し上げました。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
本案9件につきましては、お手元の付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託して審査することにいたします。  
以上で、本日の日程は全て終了しました。  
本日は、これにて散会いたします。  
次回は、2月25日午前10時に再開いたします。御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午前 11時56分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員